

【研究論文】

# 生活扶助相当 CPI の算出における指数算式の再検討

鈴木 雄大

経済統計学会  
『統計学』第125号—抜刷  
2023年9月発行

## 生活扶助相当CPIの算出における指数算式の再検討

鈴木雄大\*

### 要旨

本稿の目的は、国が「デフレ調整」の根拠とした「生活扶助相当CPI」の指数算式をウエイトの観点から再検討することである。

「生活扶助相当CPI」の2008年の指数算式は、これまで、Paasche指数あるいはPaasche指数と等価となる式であるとされてきた。しかし、その算出過程を詳細に検討すると、「品目」の値が計算に使用されているケースと、複数の品目からなる「類」の値が計算に使用されているケースが混在している。品目の値を用いた集計では、利用されるウエイトは2010年ウエイトのみであるのに対し、類の値を用いた集計では、2005年ウエイトと2010年ウエイトが併用されている。品目によりウエイト参照時点が異なる2008年の生活扶助相当CPIの指数算式は、Paasche指数あるいはPaasche指数と等価となる式には理論的に相当せず、その指数値も異なる。また、異なるウエイト参照時点を含む指数算式は、固定ウエイト指数であるLowe指数にも相当しない。

### キーワード

消費者物価指数, 生活扶助相当CPI, ラスパイレス指数, パーシェ指数, ロー指数

### 問題の所在

2013年から3回に分けて行われた平均6.5%、最大10%の生活保護基準の引下げは、国費ベースで約670億円の歳出削減をもたらした。この削減額のおよそ86%に当たる約580億円分は「デフレ調整」を根拠としたものであった。国によれば、デフレ調整は、2008～2011年にかけて物価が下落する傾向にあったにもかかわらず生活保護基準が据え置かれたことによって生じた、生活保護世帯の可処分所得の実質的増加相当分の引下げである。デフレ調整は、生活保護基準を生活保護世帯の実質的な可処分所得が維持される水準

まで引き下げることが意図したものであったため、デフレ調整率は生活保護世帯が直面する物価の変動率と同率とされた。このことは、生活保護世帯が直面する物価の変動率を定量的に測定する必要があることを意味し、その指標とされたのが「生活扶助相当CPI」であった。

生活扶助相当CPIは、総務省統計局の「消費者物価指数 (Consumer Price Index)」(以下、総務省CPI)の対象品目のうち、生活扶助によって賄われることが想定される「生活扶助相当品目」を対象を限定し、総務省CPIのデータを用いて厚生労働省が独自に算出した指標である。生活扶助相当CPIは、2008年と2011年のそれぞれについて算出され、この期間の生活扶助相当CPIの変化率は-4.78%であった。同期間の総務省CPIの変化率は-2.35%で

\* 正会員, 北海学園大学経済学部  
e-mail: tsuzuki@hgu.jp

あり、生活扶助相当CPIの下落幅は総務省CPIの下落幅の2倍以上である。

生活扶助相当CPIの大きな下落率をもたらした要因は、主に次の2点に求められる。第1は、生活扶助相当CPIが生活保護世帯の消費構造を反映していないことである(鈴木, 2022a, b)。第2は、生活扶助相当CPIの指数算式が、総務省CPIをはじめ国際的に広く利用されているLaspeyres指数と異なることである(上藤, 2014, 2017, 2020および古賀, 2021)。本稿は、後者に焦点を絞ったものである。

「生活保護基準引下げ違憲訴訟」を中心とした生活扶助相当CPIをめぐる議論では、2011年の指数はLaspeyres指数であるのに対して、2008年の指数はPaasche指数あるいはPaasche指数と等価となる式(以下、Paasche等価式)であると認識されている。2つの異なる算式、異なるバスケットに基づく指数の下落率を算出することの問題点が指摘されており、異なる計算原理に基づく2つの期間、すなわち、2008~2011年の生活扶助相当CPIをLowe指数と見なすことができるか否かがひとつの論点となっている。生活扶助相当CPIの指数算式に関する従来議論は、2008年と2011年の指数算式の相違という点に限定されてきた。2008年と2011年の指数の比較は2010年の基準改定をまたぐ2時点の比較であるため、生活扶助相当CPIをLowe指数と見なせるか否かの議論は、基準改定による品目の改廃に伴う欠測値の問題と関連して、指数の「品目」という観点からの議論に限定されてきた。

他方で、2008年の生活扶助相当CPIの指数算式そのものがLowe指数に相当するか否かについては、これまで議論の対象とされなかった。2008年の指数は、2010年のウェイトのみを用いた固定ウェイト指数、すなわちLowe指数であると認識され、この認識はいわば議論の「前提」であった。しかし、2008年の生活扶助相当CPIのウェイトに注目する

と、2011年の指数算式との比較以前に、2008年の指数算式そのものがLowe指数とは異なる厚生労働省独自の指数であることが明らかになる。本稿では、ウェイトという点に焦点を絞り、生活扶助相当CPIの指数算式の検討を行う。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節では、生活扶助相当CPIの指数算式に関するこれまでの議論を概観し、本稿の位置づけを行う。第2節では、「生活扶助相当CPI算出表」(以下、算出表)を用いて生活扶助相当CPIの算出方法を整理し、その算出において「品目」と「類」という異なる集計レベルが混在していることを明らかにする。第3節では、異なる集計レベルが混在することにより、品目によって異なるウェイトが用いられていることを明らかにするとともに、その指数算式がLowe指数に相当しないことを理論的に示す。第4節では、生活扶助相当CPIがLowe指数による指数値と異なることを定量的に示す。

## 1. 生活扶助相当CPIの指数算式をめぐる論点と本稿の位置づけ

生活扶助相当CPIは、2008~2011年の期間における生活保護世帯の可処分所得の実質的増加の程度を測定する目的で、厚生労働省により算出された。生活扶助相当CPIは、2010年基準の総務省CPIのデータを利用し、指数の対象品目を生活扶助相当品目に限定して算出された。生活扶助相当品目は「食費・被服費・光熱費等」の「日常生活に必要な費用」に対応した「生活扶助」(厚生労働省HP, 「生活保護制度」, 「保護の種類と内容」)によって賄われることが想定された品目であり、総務省CPIの対象品目から、「非生活扶助相当品目」を除外した品目である<sup>1)</sup>。非生活扶助相当品目は、「家賃」等の生活扶助以外の扶助<sup>2)</sup>によって賄われる品目、および原則として保有が認められていない「自動車関係費」、

支払いが免除される「NHK受信料」等の生活保護世帯において支出することが想定されていない品目である。

生活扶助相当CPIは、総務省CPIから得られる生活扶助相当品目の「品目別価格指数」、あるいは複数の品目を集計した「類指数」と、それらに対応する「ウエイト」を用いた加重平均によって算出される。品目別価格指数および類指数とウエイトのデータはいずれも2010年基準のものであり、品目別価格指数および類指数は2008年と2011年、ウエイトは2010年の値が利用される。2008年と2011年の生活扶助相当CPIは、それぞれの時点の品目別価格指数あるいは類指数に2010年ウエイトを乗じた加重平均によって算出される。

生活扶助相当CPIは、2010年を基準時(2010年の指数=100)として、2010年ウエイトを用いて算出されている。したがって、2011年の生活扶助相当CPIの指数算式は、総務省CPIと同様にLaspeyres指数である。他方で、2008年の生活扶助相当CPIは2010年を指数の基準時およびウエイト参照時点として、基準時から見て過去に当たる2008年を比較時とする指数であり、その指数算式はPaasche指数であるとの認識が大勢である。国は2015年時点で「平成20年から平成22年までの2年間はパーシェ式」であると主張している(富山地裁において国が提出した「答弁書」:86)。2022年時点においても、「平成20年の生活扶助相当CPIは、平成22年に見直されたウエイトに基づくものであるところ、これは、あえて分析的に見ると、パーシェ式…(中略)…という算定方式に該当する」としている(名古屋高裁において国が提出した「準備書面(3)」:51)。古賀(2021)、阿部(2021)においても、2008年の生活扶助相当CPIはPaasche指数であると認識されている。他方で、上藤(2017)は2つの国際規準との関係<sup>3)</sup>から、「2008年の指数値がパーシェ指数に一致するという理解については疑問が残る」とし、

「2008年の指数値は、パーシェ指数でもラスパイレス指数でもなく、意味不明の指数だと看做さざるを得ない」と指摘する(上藤, 2017:26-27)。上藤(2017)はさらに、2008年と2011年は異なるバスケットに基づく指数であり、異なる計算論理に基づく指数の下落率を算出することの不適切性を指摘する。

上藤(2017)などの主張を受けて、国は各地の裁判所に宇南山(2019)を提出した。宇南山(2019)は生活扶助相当CPIについて「実務的に最も信頼できる文書である「CPIマニュアル」に掲載されている「ロウ指数」とみなすことができた」と結論づける(宇南山, 2019:8)。国は、2008年と2011年の指数はLowe指数という統一の指数算式と見なすことができ、統一の指数算式に基づく指数の変化率を算出しても問題ないと主張する。なお、欠測値によるバスケットの相違について、宇南山(2019)は次の3点を理由として「一定の合理性がある」とする(宇南山, 2019:8)。「まず第1に、生活扶助相当CPIでは、もともと消費者物価指数の品目の一部だけを対象に算出しているため、上位分類が同一でも生活扶助相当品目とそうでない品目が混在する。そのため「同じ類に属する他の品目」の特定は難しく、総務省統計局のCPIと同一の手順では処理できないことである<sup>4)</sup>。第2に、欠価格はその性質から正解となる価格の動向は観察不能であり、どのような処理をするにしても「真の価格動向」との差は避けられないことである。第3に、欠価格となっている品目は、32品目だけであり、支出ウエイトにして約3%(204/6393)に過ぎず、その影響は限定的と予想されることである。」(宇南山, 2019:8)。

宇南山(2019)に対して、上藤(2020)は次のように主張する。「宇南山[6]【文献番号を示す:筆者】は、生活扶助相当CPIが数学的にはロウ指数に一致すると述べているが、それは事実と反する。むしろ数学的には生活扶助相当CPIはロウ指数ではないというのが

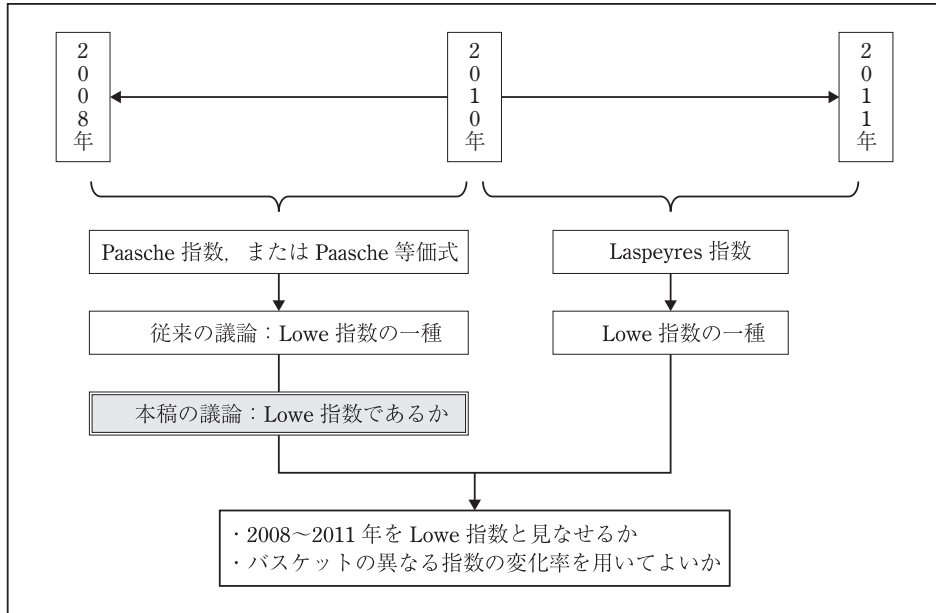


図1 生活扶助相当CPIの指数算式に関する従来議論と本稿の位置づけ

正しい結論」(上藤, 2020: 9)。

以上が生活扶助相当CPIの指数算式, 特に, 2008年の生活扶助相当CPIの指数算式に関するこれまでの論点の概要である。生活扶助相当CPIの2008年の指数算式は, Paasche指数であるか否かという点は残るが, 少なくともPaasche等価式であると見なされている。少なくともPaasche等価式であると見なされる2008年の指数は, 固定ウェイト指数であるLowe指数と見なされるため, ここで問題とされるのは, 2008年から2011年の一連の期間の指数算式をLowe指数と見なすことができるか否かである。

本稿の議論の対象は, これまでPaasche指数あるいはPaasche等価式であるとされてきた生活扶助相当CPIの2008年の指数算式そのものであり, 2011年との比較を前提とするものではない。2008年の指数算式がLowe指数に相当しないことが明らかになれば, 従来議論の対象としてきた2008~2011年の期間の指数算式がLowe指数に相当しないことは明らかである。

以上で示した従来議論と本稿の位置づけは, 図1のようにまとめることができる。2008年の指数算式がLowe指数であるか否かを検討するための重要な視点が本稿で検討する「ウエイト」である。

## 2. 生活扶助相当CPIの算出方法

生活扶助相当CPIの算出方法は算出表から確認できる。表1は算出表の一部を抜粋したものである。

算出表の「ウエイト」および「②CPI」は2010年基準の総務省CPIの公表値である。生活扶助相当CPIは, 「①左記ウェイト中生活扶助相当品目」と「①×②」から算出される。生活扶助相当CPIは, 2008年と2011年のそれぞれについて, 「①×②」の合計を「①左記ウェイト中生活扶助相当品目」の合計で除すことによって算出されている(たとえば, 2008年は $646627.9 \div 6189 = 104.5$ となる)。

2011年の生活扶助相当CPIの算出方法は, 指数の対象品目を生活扶助相当品目に限定した点以外では総務省CPIの算出方法と同様で

表1 算出表の構造

	ウェイト	②CPI		①左記ウェイト中 生活扶助相当品目		①×②	
		H20年平均	H23年平均	H20年平均	H23年平均	H20年平均	H23年平均
総合	10000	102.1	99.7				
食料	2525	100.1	99.6				
穀類	217	102.6	98.4				
… (中略) …							
パン	79	103.8	100.2	79	79	8200.2	7915.8
食パン	23	106.2	100.9				
あんパン	28	101.9	99.7				
カレーパン	28	100.7	100				
めん類	49	100.2	99.2				
ゆでうどん	10	99.6	100.1	10	10	996	1001
干しうどん	8	96.4	100.3	8	8	771.2	802.4
スパゲッティ	4	113.3	98.8	4	4	453.2	395.2
即席めん	15	100.1	99.5	15	15	1501.5	1492.5
生中華めん	12	100.2	97.8	12	12	1202.4	1173.6
*ゆで沖縄そば	1	-	99.6		1		99.6
… (中略) …							
				6189	6393	646627.9	635973.1
						104.5	99.5
							-4.78%

出所：算出表より筆者作成。

あり、指数算式は2010年を基準時およびウェイト参照時点とするLaspeyres指数である。他方で、2008年の生活扶助相当CPIの指数算式は厚生労働省独自の指数算式である。

価格を $p$ 、購入数量を $q$ 、ウェイトを $w(=pq)$ 、品目を $i$ 、基準時を $0$ 、比較時を $t$ とすると、Laspeyres指数による物価指数 $P_L$ は次式のとおりである（総務省統計局，2011：1。ただし、後述する式で用いる記号との区別のため $P_L$ のみ記号を変更してある。）。

$$\begin{aligned}
 P_L &= \frac{\sum p_{i,t} q_{i,0}}{\sum p_{i,0} q_{i,0}} \times 100 \\
 &= \frac{\sum \frac{p_{i,t}}{p_{i,0}} w_{i,0}}{\sum w_{i,0}} \times 100 \quad (1)
 \end{aligned}$$

総務省CPIの品目別価格指数は、基準時を

100とした、基準時と比較時の価格比である。ウェイトは購入数量ではなく、家計調査の二人以上世帯について、消費支出のうち、指数の対象となる全品目の支出総額に対する当該品目への支出額の割合を1万分比で表したものである。後述するデータを用いた検証等との整合性を考慮して、以下では価格比 $(p_{i,t}/p_{i,0})$ とウェイト $(w)$ を用いる。

算出表から明らかのように、2008年の生活扶助相当CPIは、2010年基準（2010年=100）の総務省CPIを用いて算出されている。算出表には、生活扶助相当CPIに含まれる品目と、それらの品目を含むより上位の「類指数」が記載されている。たとえば、「食パン」、「あんパン」、「カレーパン」の3項目は「品目」であり、これら3品目を積み上げた「パン」という「小分類」がある。「パン」という小分

類は、さらに上位の「穀類」(中分類), 「食料」(大分類), 「総合指数」を構成する項目となる<sup>5)</sup>。最も下位の分類に当たる品目の指数, すなわち品目別価格指数はウエイトを考慮しない非加重平均指数であり, 2時点間の平均価格の比率である。2010年基準で見た品目*i*の2008年の品目別価格指数 $II_i$ (Item Index)は, 2010年の価格と2008年の価格の比率で表される。ただし, 2008年の品目別価格指数は, 2005年基準の品目別価格指数を2010年の新旧基準指数の比率(リンク係数)で遡及改定したものであり, 次式で表される。なお, 以下では具体的な数値を用いる場合を除き, 1を基準とする比率の形で記述する(以下同様)。

$$II_{i, 2010 \rightarrow 2008} = \frac{\dot{p}_{i, 2008}}{\dot{p}_{i, 2005}} \times \frac{1}{\dot{p}_{i, 2010} / \dot{p}_{i, 2005}} \quad (2)$$

$$= \frac{\dot{p}_{i, 2008}}{\dot{p}_{i, 2010}}$$

たとえば, 2005年基準で見た「食パン」の2008年の品目別価格指数は114.7, 2010年の品目別価格指数は108.0である(「消費者物価指数年報(2010年)」, 「品目別価格指数(全国)」, 表7-1)。これらを(2)式に代入すると, 2010年を基準時=100とする指数は,

$$II_{i, 2010 \rightarrow 2008} = 114.7 \times \frac{100}{108.0} \quad (3)$$

$$= 106.2$$

となり, 2010年基準で見た2008年の「食パン」の品目別価格指数に一致する(「消費者物価指数年報(2011年)」, 「品目別価格指数(全国)」, 表7-1)<sup>6)</sup>。算出表の値は2010年基準の総務省CPIの結果を利用しているため, (3)式と一致する。

複数の品目を積み上げた類指数(Class Index)は, その類に含まれる品目の品目別価格

指数にウエイトを乗じて算出される加重平均指数である。ただし, 2010年基準で見た2008年の類指数は品目別価格指数と同様に, 新旧基準(2005年と2010年)で見た2010年の類指数の比率(リンク係数)を用いて遡及改定されている。ここで最も重要な点は, 2008年の類指数は2010年のウエイトではなく, 2005年のウエイトを用いた加重平均指数となっていることである(傍点は筆者による。以下同様)。2010年基準で見た類*j*の2008年の類指数 $CI_j$ は, 次式のとおりである。ここで, (4)式の $\Sigma$ は類*j*を構成する品目*i*の和を表す。

$$CI_{j, 2010 \rightarrow 2008} = \frac{\sum \frac{\dot{p}_{i, 2008}}{\dot{p}_{i, 2005}} w_{i, 2005}}{\sum w_{i, 2005}} \times \frac{1}{\sum \frac{\dot{p}_{i, 2010}}{\dot{p}_{i, 2005}} w_{i, 2005} / \sum w_{i, 2005}} \quad (4)$$

$$= \frac{\sum \frac{\dot{p}_{i, 2008}}{\dot{p}_{i, 2005}} w_{i, 2005}}{\sum \frac{\dot{p}_{i, 2010}}{\dot{p}_{i, 2005}} w_{i, 2005}}$$

たとえば, 「パン」という類では, 2005年基準で見た2008年の類指数は113.3, 2010年は109.2, 2010年基準で見た2008年の類指数は103.8である(「消費者物価指数年報(2010, 2011年)」, 「品目別価格指数(全国)」, 表7-1)。2010年基準への改定ではリンク係数を用いて遡及改定されるため, 「パン」の2010年基準で見た2008年の指数は次式のとおりである。

$$CI_{j, 2010 \rightarrow 2008} = 113.3 \times \frac{100}{109.2} \quad (5)$$

$$= 103.8$$

(5)式の値は公表値である2010年基準の指

数と一致することから、2010年基準で見た2008年の類指数は、2005年ウエイトを用いて算出された指数であることが確認できる。したがって、総務省CPIの値を利用している算出表の類指数も、2005年ウエイトを用いた加重平均指数である。なお、2008年の類指数が2010年ウエイトを用いた値と一致しない点は第4節で確認する。

算出表を見ると、「めん類」のように品目レベルで品目別価格指数とウエイトを乗じている項目がある一方で、「パン」のように、類レベルで類指数とウエイトを乗じている項目もある。類レベルの集計でも、小分類のレベルを利用しているもの（「米類」など）、中分類のレベルを利用しているもの（「乳卵類」など）、大分類のレベルを利用しているもの（「光熱・水道」）が混在している<sup>7)</sup>。生活扶助相当CPIは、品目からより上位の分類へと順に指数を積み上げる総務省CPIとは異なり、指数の品目はいずれかの集計レベルで1度だけ計算に含まれている<sup>8)</sup>。たとえば表1を見ると、「めん類」を構成する品目は、品目レベルで集計されているため「めん類」（小分類）での計算はされていない（表1の「①左記ウエイト中生活扶助相当品目」と「①×②」が空白となっている。）。他方で、「パン」は小分類レベルで集計されており、「パン」を構成する3つの品目での計算はされていない。どのレベルを集計に用いるかという基準は明記されていないが、算出表を見ると、非生活扶助相当品目が含まれる類、あるいは、2010年の基準改定で新たに追加されたために2008年のデータが存在しない品目（欠測値）が含まれる類では、最も下位の分類である品目レベルで集計されている。これは、非生活扶助相当品目や欠測値を除外すると、当該品目が含まれる類のウエイトが減少することになり、類指数に対応するウエイトをそのまま用いて計算することは不適切となるからであると推察される<sup>9)</sup>。他方で、「酒類」のよ

うに非生活扶助相当品目や欠測値に該当する品目が含まれていないにも関わらず、類ではなく品目レベルで集計されている項目も確認され、「酒類」、「家事用耐久財」、「通信」、「運動用具」が該当する。このうち、「酒類」、「家事用耐久財」にはそれぞれ中間年見直しによって2008年から追加された「ビール風アルコール飲料」、「電気洗濯機（洗濯乾燥機）」が含まれるが、これは「通信」や「運動用具」には該当せず、その基準は不明である。

### 3. 生活扶助相当CPIの指数算式

品目レベルでの集計と類レベルでの集計が混在している生活扶助相当CPIの指数算式について、以下では品目レベルと類レベルに区分して検討する。2008年の生活扶助相当CPIは(2)式の品目別価格指数、あるいは(4)式の類指数に、2010年の総務省CPIのウエイトを乗じた加重平均指数である。

品目レベルで見ると、品目*i*の品目別価格指数と2010年の総務省CPIのウエイトの積は次式のとおりである。

$$\begin{aligned} & II_{i, 2010 \rightarrow 2008} w_{i, 2010} \\ &= \frac{p_{i, 2008}}{p_{i, 2010}} \times w_{i, 2010} \end{aligned} \quad (6)$$

品目レベルの集計では、算出に利用されるウエイトは2010年ウエイトのみである。

類レベルで見ると、類*j*の類指数 $CI_j$ と2010年の総務省CPIのウエイトの積は次のとおりである。

$$\begin{aligned} & CI_{j, 2010 \rightarrow 2008} w_{j, 2010} \\ &= \frac{\sum \frac{p_{i, 2008}}{p_{i, 2005}} w_{i, 2005}}{\sum \frac{p_{i, 2010}}{p_{i, 2005}} w_{i, 2005}} \times w_{j, 2010} \end{aligned} \quad (7)$$

類レベルの集計では、類*j*を構成する品目



$i$  の2005年ウエイトと、類  $j$  の2010年ウエイトの2つのウエイトが含まれている。

ここで、ILO (2004) によるLowe指数  $P_{Lo}$  の定義は次式のとおりである (ILO, 2004 : 5)。

$$P_{Lo} \equiv \frac{\sum_{i=1}^n p_i^t q_i^b}{\sum_{i=1}^n p_i^0 q_i^b} \quad (8)$$

(1)式と同様にウエイト  $w (=pq)$  を用いた場合、次式となる。

$$P_{Lo} = \frac{\sum \frac{p_i^t}{p_i^0} w_i^b}{\sum w_i^b} \quad (9)$$

(8), (9)式における  $b$  は「ウエイト参照時点」である。ILO (2004) では、Lowe指数における「数量の集合」に関して次のとおり説明されている。「原則として、どのような数量の集合も買い物かごとして機能することができる。買い物かごは、比較される2時点のいずれかで購入される数量に限られる必要はなく、実際いつの時点でもよい。数量は、例えば、2時点における数量の算術平均でも幾何平均でもよい」(ILO, 2004 : 4)。Lowe指数は「比較される時点間において、一般に「買い物かご」と言われるある一定量の数量を購入するために要する全費用の割合の変化として指数を定義することによって得られる」(ILO, 2004 : 4)。他方で、Lowe指数に関して、「この物価指数を決定する固定買い物かご方式は、どのくらい厳密に固定買い物かごベクトル  $q$  を選ぶべきかという問題を棚上げにして」おり、「時が経つにつれて、経済学者及び指数統計専門家には買い物かごベクトル  $q$  の指定に関してもう少しの精密さを求めた」と指摘される (ILO, 2004 : 444)。Lowe指数のウエイト参照時点を基準時点としたものがLaspeyres指数であり、比較時点としたものがPaasche指数である。

Lowe指数のウエイト参照時点は極めて多

様な選択を許容するものであり、ウエイト参照時点の選択について具体的な指定はない。ただし、Lowe指数であるために指数が有していなければならない最も基本的かつ重要な性質は、指数の算出において、すべての品目のウエイト参照時点が、すべて同一の  $b$  でなければならないことである。たとえば、2010年ウエイトを用いる場合、すべての品目のウエイトが  $b=2010$  でなければならない。

生活扶助相当CPIの算出では、品目レベルで集計された品目のウエイトは(6)式に示したとおり2010年ウエイトのみである。他方で、類レベルで集計された類を構成する品目のウエイトは(7)式に示したとおり、2005年ウエイトと2010年ウエイトの併用である。以上の事実から、2008年の生活扶助相当CPIの指数算式は、すべての品目のウエイト参照時点が同一であるというLowe指数の性質を有しておらず、明らかにLowe指数ではない。Paasche指数はLowe指数のウエイト参照時点を比較時としたものであるため、Lowe指数ではない2008年の生活扶助相当CPIの指数算式はPaasche指数でもなく、Paasche等価式でもない。2008年の生活扶助相当CPIの指数算式は、品目によって異なる時点のウエイトが利用された指数であり、学術的裏付けや理論的裏付けもなく、また、そのように算出された指数が何を測定しているのかも不明である。

生活扶助相当CPIの指数算式に関して宇南山 (2019) は、前述のとおり「『CPIマニュアル』に掲載されている「ロウ指数」と見なすことができた」と結論づけている (宇南山, 2019 : 8)。宇南山 (2019) は、「生活扶助相当CPIは当時公表されていた直近の消費者物価指数のデータである平成22年基準系列の各品目別価格指数を各品目別のウエイトで加重平均したものである」として、生活扶助相当CPIを次式で記述している (宇南山, 2019 : 2)。

$$P = \frac{\sum_{i \in I} p_i^{23} q_i^{22}}{\sum_{i \in I} p_i^{20} q_i^{22}} \quad (10)$$

宇南山 (2019) は、(10)式が「[CPIマニュアル]に掲載された算式のうち「ロウ指数」と呼ばれる算式に該当する」ことを示している (宇南山, 2019: 3)。この解釈は、前述の引用のとおり、生活扶助相当CPIが各品目別のウエイトで加重平均されたものであるという認識を前提にしている。たしかに、生活扶助相当CPIの算出において、生活扶助相当品目をすべて品目レベルで積み上げた場合には、生活扶助相当CPIのウエイトは(10)式のように  $q_i^{22}$  と記述できる。しかし、実際の算出では、2008年の計算において2005年ウエイトに基づく類レベルでの集計が含まれているため、(10)式のように分母の数量を  $q_i^{22}$  と記述することはできない<sup>10)</sup>。したがって、生活扶助相当CPIをLowe指数と見なすことができるとする宇南山 (2019) の主張は誤りである。

指数の算出に利用されるウエイトの参照時点に注目して生活扶助相当CPIの指数算式の構造をまとめると、図2のとおりである。

生活扶助相当CPIの指数算式は、2011年は総務省CPIと同様にLaspeyres指数であるが、2008年はLaspeyres指数とPaasche等価式の併用である。2008年の指数算式は、2010年基準の類指数に2010年ウエイトを乗じるという目に見える算出過程ではPaasche等価式である。しかし、目に見えない算出過程、すなわち図2中に破線で示した算出過程では、Laspeyres指数である。図2中にグレーで示したように、類レベルの集計で2つの異なる指数算式が併用されているだけでなく、品目レベルの集計と類レベルの集計でも指数算式が異なる。2008年の生活扶助相当CPIの指数算式はLaspeyres指数ではなく、Paasche等価式でもなく、また、Lowe指数でもない。

さらに、生活扶助相当CPIの算出では、類レベルの集計であっても「小分類」、「中分類」、「大分類」での集計が混在している。集計段階の違いによる指数算式の差は、図3のとおりである。

生活扶助相当CPIの算出において「小分類」で計算された項目は、「品目」から「小分類」の集計が2005年ウエイトを用いたLaspeyres

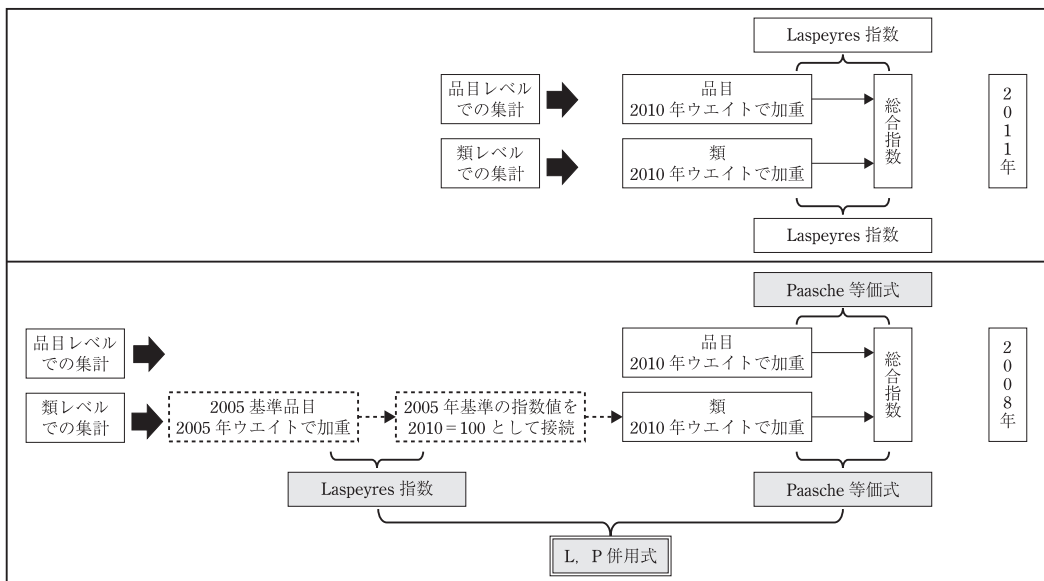


図2 生活扶助相当CPIの指数算式の構造

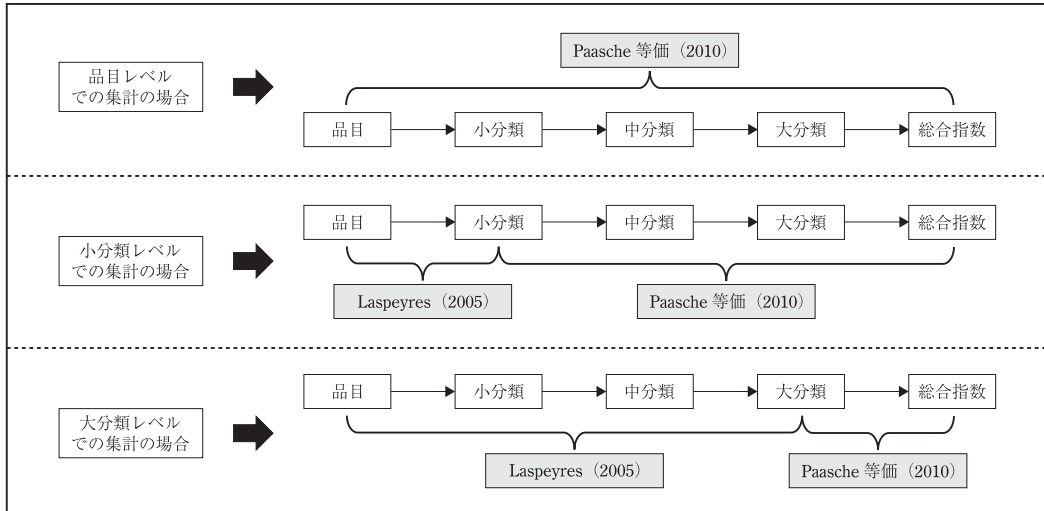


図3 集計レベルによる指数算式の差

指数、「小分類」から「総合指数」の集計が2010年ウエイトを用いたPaasche等価式である。他方、「大分類」で計算された項目は、「品目」から「大分類」の集計が2005年ウエイトを用いたLaspeyres指数、「大分類」から「総合指数」の集計が2010年ウエイトを用いたPaasche等価式である。これらを比較すると、総合指数に対する指数算式の影響、すなわち、2005年と2010年のウエイトの影響の程度が異なる。生活扶助相当CPIの指数算式は、類レベルの集計の中でも統一されていない。

以上で明らかにした事実によって、生活扶助相当CPIの指数算式に関してこれまで前提とされてきた点、すなわち、2008年の指数がPaasche等価式によって算出されているという点が明確に否定される。したがって、Paasche等価式であることを前提として議論されてきた「Lowe指数と見なせるか」、「バスケットの異なる指数の変化率を用いてよいか」という点も明確に否定される。これまで問題とされてきたのは、2008年の指数と2011年の指数との間で異なる指数算式が併用されている点であった。しかし、正確にいえば、「2008年の指数はLaspeyres指数とPaasche等価式

が併用された厚生労働省独自の指数算式であり、かつ2011年はLaspeyres指数であることから、2008年と2011年との間だけでなく、2008年の指数の算出でも異なる指数算式が混在している」点が問題である。2008年の生活扶助相当CPIをLowe指数と見なすことはできず、したがって2008年と2011年の指数の変化率を用いることは明らかに不適切である。

2008年の生活扶助相当CPIの算出において品目レベルでの集計と類レベルでの集計が混在していることは、品目によって異なる時点のウエイトを用いていることを意味する。これは換言すれば、品目によって異なるウエイト参照時点を恣意的に決定することを意味する。ILO (2004) 等においてもこのような指数の記載はなく、厚生労働省独自の指数算式は、学術的裏付けや理論的裏付けのない指数算式である。

#### 4. データによる検証

2008年の生活扶助相当CPIの指数算式がPaasche等価式ではないこと、Lowe指数ではないことを理論的に明らかにした。以下では、総務省CPIのデータを用いてこれらを実証的

に示すとともに、指数算式の相違による指数値への影響を定量的に明らかにする。

生活扶助相当CPIの算出における品目レベルの集計では、2010年基準で見た非加重の品目別価格指数に2010年ウエイトを乗じた値が用いられる。他方で、類レベルの集計で用いられた類指数は、2005年ウエイトで加重平均された2005年基準の類指数を、リンク係数を用いて2010年基準に換算した値である。たとえば、非生活扶助相当品目や欠測値が含まれていないにも関わらず品目レベルでの集計が行われた「家事用耐久財」(小分類)は、「電子レンジ」、「電気炊飯器」、「電気ポット」、「ガステーブル」、「電気冷蔵庫」、「電気掃除機」、「電気洗濯機(全自動洗濯機)」、「電気洗濯機(洗濯乾燥機)」、「電気アイロン」の9品目から構成される。9品目のデータと、それらから算出した「家事用耐久財」の類指数は表2のとおりである。

「家事用耐久財」を構成する品目の品目別価格指数に2010年ウエイトを乗じて合計し

(表2, F), これを2010年ウエイト(表2, D)の合計で除した値(生活扶助相当CPIの算出方法)は132.0である<sup>11)</sup>。これは2010年基準で見た「家事用耐久財」の2008年の公表値である128.9から大きく乖離している。他方、2005年基準で見た2008年の品目別価格指数に2005年ウエイトを乗じて合計し(表2, G), これを2005年ウエイト(表2, E)の合計で除した値は78.5である。同様に、2005年基準で見た2010年の指数は60.9であり、これらの値を用いて2008年の指数を2010年基準で表すと128.9となり、公表値と一致する。

表2では、2010年ウエイトを用いた加重平均による値(132.0)は、2005年基準ウエイトを用いて算出した接続指数(128.9)よりも大きい。一般に、基準時のウエイトを用いるLaspeyres指数は、その後の価格変化に対する消費者の代替行動を反映できないことから上方のバイアスが生じるとされ、比較時のウエイトを用いるPaasche指数では下方のバイアスが生じるとされる。したがって、Laspey-

表2 「家事用耐久財」のデータと指数の算出

	A	B	C	D	E	F	G	H
	2008指数 (2010年基準)	2008指数 (2005年基準)	2010指数 (2005年基準)	ウエイト 2010年	ウエイト 2005年	A×D	B×E	C×E
家事用耐久財	128.9	78.6	61	61	57	7862.9	4480.2	3477
電子レンジ	138.2	72.7	52.6	4	4	552.8	290.8	210.4
電気炊飯器	118.2	91.5	77.4	8	10	945.6	915	774
電気ポット	108.5	88.1	81.2	2	3	217	264.3	243.6
ガステーブル	114.6	91.6	79.9	6	5	687.6	458	399.5
電気冷蔵庫	137	70	51.1	21	17	2877	1190	868.7
電気掃除機	129.2	82.4	63.8	6	7	775.2	576.8	446.6
電気洗濯機(全自動洗濯機)	134.5	73.3	54.5	7	4	941.5	293.2	218
電気洗濯機(洗濯乾燥機)	162.2	67.3	41.5	5	7	811	471.1	290.5
電気アイロン	115	93.7	81.5	1	1	115	93.7	81.5
合計				60	58	7922.7	4552.9	3532.8
	指数(F~Hの合計÷D, Eの合計)→					132.0	78.5	60.9
	参考指数:上位類(家事用耐久財)ウエイトから算出→					129.9	79.9	62.0
	2005年ウエイトの加重平均をリンク係数を用いて2010年基準に変換→					128.9		

出所:「消費者物価指数年報(2010, 2011年)」, 「品目別価格指数(全国)」, 表7-1より筆者作成。グレー部は比較すべき指数を示している。

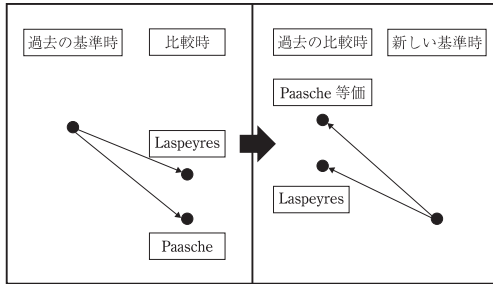


図4 過去の比較時におけるL式とP式の比較

res 指数と Paasche 指数の関係は一般的に Laspeyres 指数 > Paasche 指数である。これを、生活扶助相当CPIのように基準時から見て過去の時点の比較に形式的に変換すると、図4に示すとおり、過去の比較時の値は一般的に Paasche 等価式 > Laspeyres 指数となる。

表2の結果はこれと整合的である。他方で、表2と反対の結果となるケースもある。たとえば「パン」のケース(表3)では、2005年ウエイトで算出した Laspeyres 指数による値(103.7)が、2010年ウエイトを用いた Paasche 等価式による値(102.7)よりも小さい<sup>12)</sup>。これは、2008年から2010年にかけての価格の下落率が高い、すなわち、他の2品目に対して相対価格が下落した「食パン」のウエイトが小さくなり、価格の下落率が相対的に小さい「あんパン」、「カレーパン」のウエイト

が大きくなったことによる。

表2, 表3から次の2点が確認できる。第1に、生活扶助相当CPIにおいて類レベルの集計に用いられた2008年の類指数(表2, 表3, A)は、当該類を構成する品目について2010年ウエイトを用いて積み上げた指数、すなわち Paasche 等価式によって算出された値(表2, 表3, F)とは異なる。第2に、類指数について、2005年ウエイトを用いた加重平均指数を2010年基準に換算した指数(表2, 表3, G)が算出表に記載された類指数と一致することから<sup>13)</sup>、算出表の類指数は2005年ウエイトを用いた加重平均指数である。

生活扶助相当CPIの算出では、品目レベルでの集計と類レベルでの集計が混在している。以下では、このような一貫性のない方法で算出したことによる指数全体への影響の程度を定量的に検証する。生活扶助相当CPI、および生活扶助相当CPIと同じ品目をすべて品目レベルで集計した指数(これは Paasche 等価式による指数となる)について、2008~2011年の変化率を算出すると表4のとおりである。なお、参考指数として総務省CPI、および生活扶助相当品目を総務省CPIと同様の接続方式によって算出した指数も併せて記載している<sup>14)</sup>。

表3 「パン」のデータと指数の算出

	A	B	C	D	E	F	G	H
	2008指数 (2010年基準)	2008指数 (2005年基準)	2010指数 (2005年基準)	ウエイト 2010年	ウエイト 2005年	A×D	B×E	C×E
パン	103.8	113.3	109.2	79	74	8200.2	8384.2	8080.8
食パン	106.2	114.7	108.0	23	37	2442.6	4243.9	3996
あんパン	101.9	111.1	109.0	28	15	2853.2	1666.5	1635
カレーパン	100.7	112.2	111.4	28	22	2819.6	2468.4	2450.8
合計				79	74	8115.4	8378.8	8081.8
指数(F~Hの合計÷D, Eの合計)→						102.7	113.2	109.2
参考指数：上位類(パン)ウエイトから算出→						102.7	113.2	109.2
2005年ウエイトの加重平均をリンク係数を用いて2010年基準に変換→						103.7		

出所：「消費者物価指数年報(2010, 2011年)」, 「品目別価格指数(全国)」, 表7-1より筆者作成。グレー部は比較すべき指数を示している。

表4 各指数の値と変化率

	2008年	2011年	変化率
生活扶助相当CPI	104.5	99.5	-4.78%
生活扶助相当品目、品目積上げ	104.5	99.5	-4.83%
参考1：総務省CPI	102.1	99.7	-2.35%
参考2：生活扶助相当CPI接続指数	101.8	99.5	-2.26%

生活扶助相当CPIと同じ品目を対象として、すべて品目レベルで集計した指数、すなわち、2008年の指数算式をPaasche等価式（これはLowe指数と見なすことができる）とした指数の変化率は-4.83%であり、生活扶助相当CPIの変化率（-4.78%）と異なる。生活扶助相当CPIがLowe指数に相当しないことは定量的にも明らかである<sup>15),16)</sup>。

#### 結語

厚生労働省がデフレ調整率の根拠として示した生活扶助相当CPIの妥当性に関する議論は、これまで、2008年の生活扶助相当CPIがPaasche等価式によって算出されていることを前提としてきた。これは2008年の生活扶助相当CPIが、2010年基準で見た2008年の品目別価格指数あるいは類指数に2010年ウエイトを乗じて算出されているからである。しかし、算出表を見ると品目レベルと類レベルの集計が混在している。品目レベルの集計は、非加重である品目別価格指数に2010年ウエイトを乗じており、Paasche等価式と見なすことができる。他方で、2010年基準で見た2008年の類指数に2010年ウエイトを乗じた類レベルの集計はPaasche等価式ではない。2010年基準で見た2008年の類指数に2010年

ウエイトを乗じた値は、その類を構成する品目の品目別価格指数に2010年ウエイトを乗じて合計した値と一致しない。2010年基準で見た2008年の類指数は、2005年ウエイトで加重平均された2005年基準の類指数にリンク係数を乗じて2010年基準に換算したものであり、これに2010年ウエイトを乗じた生活扶助相当CPIの類レベルの集計は、2005年ウエイトと2010年ウエイトの併用となっているからである。

2010年ウエイトのみを利用する品目レベルの集計と、2005年ウエイトと2010年ウエイトを併用する類レベルの集計が混在する2008年の生活扶助相当CPIの指数算式は、Paasche等価式ではなく、Lowe指数でもない厚生労働省独自の計算式である。2008年について、生活扶助相当CPIの構成品目をすべて品目レベルで積み上げることでPaasche等価式による指数（Lowe指数に相当する指数）を算出できる。この方法による指数について、生活扶助相当CPIとの比較のために2008～2011年の変化率を算出すると、その値は-4.83%であり、生活扶助相当CPIの変化率と異なる。生活扶助相当CPIの2008年の指数算式は理論的にも実証的にも、Paasche等価式でもLowe指数でもないと結論づけられる<sup>17)</sup>。

#### 注

- 1) 2010年基準の総務省CPIの対象品目は588品目であり、このうち生活扶助相当品目は517品目である。5年ごとに実施される総務省CPIの基準改定では品目の改廃が行われる。生活扶助相当CPIは2010年基準の総務省CPIのデータのみから算出されており、2010年の改定で新たに追加されたた

- めに2008年のデータが存在しない32品目（非生活扶助相当品目かつ欠測値である2品目を加えると34品目）の欠測値が生じるため、2008年の品目数は485品目となる。
- 2) 「生活扶助」のほかに、「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」、「介護扶助」、「出産扶助」、「生業扶助」、「葬祭扶助」の扶助基準がある。
  - 3) 上藤，2017：5，表1に示された「規準1」および「規準2」である。詳細は上藤（2017）を参照。
  - 4) ここでの「総務省統計局のCPIと同一の手順」とは、「欠価格品目はそれぞれに「同一の類に属する他の品目」を指定して価格動向を補完する」ことを指す（宇南山，2019：8）。
  - 5) 「うるち米」という「品目1」の中に，さらに「国産米A」、「国産米B」という「品目2」が含まれる例もある。2010年基準では「うるち米」，「鉄道運賃（JR）」，「鉄道運賃（JR以外）」，「高速道路料金」，「新聞代」がこれに該当する。本稿はウエイトを用いた加重平均であるか否かという計算方法に焦点を絞るため，ウエイトが与えられる最も小さい分類を「品目」とし，複数の品目を集計したものは「類」として扱う。
  - 6) 総務省CPIの公表値は，品目別価格指数と類指数では小数点第1位，ウエイトでは1万分比の整数である。公表値は四捨五入された値であるため，類指数の計算結果が公表値と一致しないこともある（以下同様）。
  - 7) 古賀（2021）でも同様の指摘がされている（古賀，2021：2-3）。
  - 8) 総務省CPIでは，「指数の計算は，最初に，比較時価格…（中略）…を基準時価格…（中略）…で除して算出した品目別価格指数を各品目のウエイトで加重平均して最下位類の指数を算出し，次に各最下位類の指数を当該類ウエイトで加重平均して上位類の指数を算出する。同様に，小分類指数，中分類指数，10大費目指数，総合指数の順に積み上げる」方法を採用しているが（総務省統計局，2011：2），生活扶助相当CPIでは上位類の指数の算出はせずに総合指数を算出している。
  - 9) 32品目の欠測値を除外したことで，生活扶助相当CPIは異なるバスケットを比較する指数となっている。この点は生活扶助相当CPIの指数算式に関する問題点のひとつである。欠測値の問題については上藤（2014，2017，2020）を参照。
  - 10) 品目に関しても生活扶助相当CPIを⑩式で記述することには問題がある。この点は上藤（2020）を参照。
  - 11) 「家事用耐久財」の2010年ウエイトは61であり，「家事用耐久財」の構成品目の2010年ウエイトの合計は60である。この差は前述のとおり四捨五入によるものである。生活扶助相当CPIの算出には，算出表の「①左記ウエイト中生活扶助相当品目」の合計が用いられているため，ここでは品目のウエイトの合計（60）を用いている。なお，類の項目のウエイトである61を用いて算出した値を「参考指数」として掲載しているが，その値（129.9）も公表値から乖離している。
  - 12) たとえば上藤（2017）は，「また論理的には，価格と購入数量の間に負の相関関係を想定し得るような消費行動を仮定した場合，「ラスパイレス指数>パーシェ指数」の関係が成立する」と指摘する（上藤，2017：26）。
  - 13) 「パン」の値103.7（表3，G）は算出表の値103.8（表3，A）と異なるが，これは注6と同様に，表3，Gの値を四捨五入された公表値から算出したためである。
  - 14) 上藤（2014）表7より引用。また，この変化率（-2.26%）については「第198回国会衆議院，厚生労働委員会」（2019年5月15日）において，谷内繁政府参考人（厚生労働省社会・援護局長）が「数字としては合っているというふうに承知しております」と答弁している（第198回国会，厚生労働委員会議事録，第17号：11）。
  - 15) 表4に示した-4.83%は，上藤（2017，2020）や鈴木（2022a，b）で指摘されている品目の相違を考慮せずに，生活扶助相当CPIとの比較のために形式的に算出したものである。したがって，表4の試算値は2008～2011年の期間についてLowe指数により算出した指数を意味するものではなく，また，この変化率が同期間における生活保護世帯の直面する物価変動を測定する望ましい方法を示すものではない。
  - 16) 国は2023年5月31日付で名古屋高等裁判所に提出した「証拠説明書(8)」において，次のとおり主張している。「平成20年及び平成23年の生活扶助相当CPIの算出に当たり，類単位の指数を（マ）用いずに，品目単位の指数から集計しても，平成20年から平成23年までの物価変動率はデフレ調整の改定率であるマイナス4.78パーセントと同じである」（「証拠説明書(8)」：4）。この主張は，

2008年と2011年の指数をそれぞれ四捨五入して小数点第1位までの値としたうえで、その値から変化率を算出したものである。国の示した資料から四捨五入をせずに正確に算出すると本稿で示した-4.83%と一致する。したがって、上記の国の主張は「定義として等しくなる」ことを意味するものではなく、正確に言えば、「結果的に、今回の数値では近い値になった」というべきものであり、その数値は「近い」数値であって「同じ」数値ではない。

- 17) 生活扶助相当CPIをLowe指数とみなすことができるか否かは、「生活保護基準引下げ違憲訴訟」においてひとつの論点とされてきた。たとえば名古屋地裁は、国が主張する点、すなわち、生活扶助相当CPIの指数算式がLowe指数と見なせること、およびLowe指数がILO(2004)に記載され、国際的にも認められた指数であることなどを理由として、生活扶助相当CPIによるデフレ調整について不合理とはいえないと判断している。この判断は宇南山(2019)に依拠するところが大きいと考えられる。生活扶助相当CPIの指数算式がPaasche等価式でもなく、Lowe指数でもないという事実は、こうした国の主張やそれを追認した裁判所の判断と、その理論的根拠とされた宇南山(2019)による生活扶助相当CPIの指数算式に対する認識が明らかな誤りであることを意味する。品目によって異なるウェイトを用いることは、品目ごとのウェイト参照時点について恣意的な判断を許容することになる。このような指数に客観性を求めることはできず、したがってILO(2004)等においても、品目により異なるウェイト参照時点を用いる指数算式は存在しない。

### 参考文献

- [1] ILO(2004), *Consumer Price Index Manual: Theory and Practice*, 日本統計協会訳『消費者物価指数マニュアル—理論と実践』日本統計協会, 2005年。
- [2] 阿部太郎(2021)「生活扶助相当CPIに関する意見書」, 2021年9月11日付作成の意見書。
- [3] 宇南山卓(2019)「生活扶助相当CPIの指数算式の妥当性について」, 2019年12月2日付作成の意見書。
- [4] 上藤一郎(2014)「厚生労働省の生活扶助相当CPIをめぐる一考察」, 『統計学』第106号, 経済統計学会。
- [5] 上藤一郎(2017)「生活扶助相当CPIの理論的性質と政策課題に対する適用可能性」, 2017年5月15日付作成の意見書。
- [6] 上藤一郎(2020)「生活扶助相当CPIの消費者物価指数としての適格性」, 2020年8月3日付作成の意見書。
- [7] 厚生労働省社会・援護局保護課(2013)「生活扶助相当CPI算出表」, 参議院議員福島みずほ事務所からの請求に応じて厚生労働省社会・援護局が作成した資料。
- [8] 古賀麻衣子(2021)「生活扶助相当CPIの算出方法に関する見解」, 2021年9月10日付作成の意見書。
- [9] 衆議院厚生労働委員会(2019)「第198回国会衆議院厚生労働委員会議事録第17号」。
- [10] 鈴木雄大(2018)『消費者物価指数の課題と方法—物価変動・生計費変動とその利用—』, 創成社。
- [11] 鈴木雄大(2022a)「「生活扶助相当CPI」で「生活保護世帯の可処分所得の実質的変動」を適切に測定することは到底不可能」, 『賃金と社会保障』第1799号, 旬報社。
- [12] 鈴木雄大(2022b)「生計費測定指標としての生活扶助相当CPIの理論的問題点」, 『北海学園大学経済論集』, 第70巻第3号。
- [13] 総務省統計局(2011)『平成22年基準消費者物価指数の解説』。
- [14] 富山地方裁判所「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件」において2015年6月15日付で国が提出した「答弁書」。
- [15] 名古屋地方裁判所(2020)「生活保護基準引下げ処分取消等請求事件」判決, 2020年6月25日。
- [16] 名古屋高等裁判所「生活保護基準引下げ処分取消等請求控訴事件」において2022年1月11日付で国が提出した「準備書面(3)」。
- [17] 名古屋高等裁判所「生活保護基準引下げ処分取消等請求控訴事件」において2023年5月31日付で国が提出した「証拠説明書(8)」。



# Reexamination of the Index Formula for Calculating the “Seikatsufujosoutou” CPI

Takahiro SUZUKI\*

## Summary

The purpose of this paper is to reexamine the index formula by examining in detail the calculation process of the “Seikatsufujosoutou” CPI from the perspective of weights. The “Seikatsufujosoutou” CPI was used by the government as the basis for “deflation adjustment”.

The index formula for the “Seikatsufujosoutou” CPI in 2008 has been considered to be the Paasche index or an equivalent formula to the Paasche index. However, a detailed examination of the calculation process reveals a mixture of two types of cases. One is the case in which “item” values are used in the calculation, and the other is the case in which “class” values are used. In the aggregation using item values, only the 2010 weights are used, whereas in the aggregation using class values, both the 2005 and 2010 weights are used. The index formula for the “Seikatsufujosoutou” CPI in 2008 is not theoretically equivalent to the Paasche index or an equivalent formula for the Paasche index, because the weight reference period differs depending on the item. Furthermore, the index formula for the “Seikatsufujosoutou” CPI is not equivalent to the Lowe index.

## Key Words

Consumer Price Index, “Seikatsufujosoutou” CPI, Laspeyres Index, Paasche Index, Lowe Index

---

\* Faculty of Economics, Hokkai-Gakuen University  
e-mail : tsuzuki@hgu.jp